

オストケア訪問看護あつべつ

重 要 事 項 説 明 書

作成日：2024年 6月 1日

1. 事業運営主体概要

対象事業所の名称	指定(介護予防)訪問看護 オストケア訪問看護あつべつ
運営法人の名称	株式会社 オストジャパングループ
運営法人の代表者名	代表取締役 村上 睦
運営法人の所在地	札幌市厚別区厚別南5丁目1番7号 TEL 011-896-5533 FAX 011-896-5577
併設の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型） オストケアあつべつ24 ・ 指定（介護予防）訪問介護事業所 オストケア訪問介護あつべつ ・ 指定（介護予防）地域密着型通所介護事業所 オストケアデイサービスあつべつ ・ サービス付き高齢者向け住宅 イオルもみじ台
他の介護保険関連等の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームいきいき ・ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所（共用型） デイサービスいきいき 《住所》札幌市白石区北郷9条3丁目3番1号 ・ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームいきいき栄 ・ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 デイサービスセンターいきいき栄 《住所》札幌市東区北42条東5丁目3番1号（併設） ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型） オストケアとよひら24 ・ 指定（介護予防）訪問介護事業所 オストケア訪問介護とよひら ・ 指定（介護予防）訪問看護事業所 オストケア訪問看護とよひら ・ 指定居宅介護支援事業所 オストケア介護相談センター ・ 指定（介護予防）地域密着型通所介護事業所 オストケアデイサービスとよひら ・ サービス付き高齢者向け住宅 イオル美園 《住所》札幌市豊平区美園7条3丁目2番1号

2. 事業所概要

事業所の名称	オストケア訪問看護あつべつ
事業所の目的	事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定

	訪問看護及び指定介護予防看護の必要を認められた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能に維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、医療保険各法(指定訪問看護)及び介護保険法の趣旨に 従って支援することを目的とします。
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の看護師等は、効果的なサービスを提供するために、従事者の教育や自己研鑽を行い、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な看護の提供をします。 ・事故防止の徹底や個人情報の保護に関する法律を遵守し、利用者との信頼関係を持てるようにします。 ・事業の実施に当たっては、地域に根ざした活動を展開するために、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
事業開始年月日	2016年7月1日
保険事業者指定番号	札幌市 事業所番号 第0160590865号
事業所の所在地等	札幌市厚別区もみじ台北6丁目1番30号 TEL 011-809-3003 FAX 011-887-6778
管理者名	黒岩 千夏
受付窓口の営業日及び営業時間	営業日：月曜日から金曜日まで 営業時間：午前8時45分から午後5時45分まで
訪問看護の提供日及び提供時間	提供日：365日 サービス提供時間：午前8時45分から午後5時45分まで
通常の事業の実施地域	札幌市《厚別区・白石区・清田区》
緊急時の対応方法	主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な処置を行う
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動保険株式会社

3. 職員体制

従業者の職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (看護職員)			看護師
看護職員等	6	4	1 (管理者)	1		看護師

4. 職務内容

管理者	事業所の利用申し込みに係わる調整、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。また、自らもサービスの提供にあたる。
看護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定訪問看護の提供開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図る。 2. 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への

	<p>説明を行い同意を得る。</p> <p>3. 利用者へ訪問看護計画を交付する。</p> <p>4. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供する。</p> <p>5. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。</p> <p>6. 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行う。</p> <p>7. 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>8. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行う。</p> <p>9. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図る。</p>
--	---

5. 勤務体制

管理者	(常 勤) 午前 8 時 45 分 から午後 5 時 45 分まで
看護職員	(常勤・非常勤共通) 午前 8 時 45 分 から午後 5 時 45 分まで

6. サービス及び利用料等

(1) サービス内容及び利用料

訪問看護の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 病状・障害の観察 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 3 療養上の世話 4 家族の支援、家族への療養上の指導・相談 5 緊急時、随時の訪問（緊急の連絡に迅速に対応し、適切な相談及び助言や随時訪問を行う） 6 医師の指示による医療処置 7 関係市町村など行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、訪問看護事業所との連携
---------	---

※基本利用料金は別紙参照

①介護保険給付サービスの利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額が自己負担となる(省令により変動あり)。

②医療保険適用の場合は、診療報酬の額とし、健康保険証記載の負担割合に準じて自己負担となる。

(2) 保険給付外サービス利用料

保険給付外サービス	交通費	通常の実施地域を越えてサービス提供を行った場合、1km 毎に 20 円の実費をご負担いただきます。
	キャンセル料	<p>利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ご利用日の前日午後 5 時までのご連絡：無料 ② ご利用日の前日午後 5 時以降～ご利用時間前までのご連絡：利用者負担金の 50% ③ 訪問時に急にキャンセル又は訪問時不在：利用者負担金の全額 <p>なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。</p>
	利用者の居宅において、訪問看護提供に関わる諸費用	ケアに関わるときの水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

7. 利用料のお支払いについて

<p>※利用料のお支払いについては、預金口座振替自動振替制度(自動引落)にてお願い致します。</p>	
<p>1. 制度の概要</p> <p>(ア) 自動振替委託先名 北洋システム開発株式会社</p> <p>(イ) 引落方法 「預金口座振替依頼書」にてご指定の金融機関・郵便局の貴方様の口座から自動的に振替します。</p> <p>(ウ) 振替指定日 毎月27日(振替日が休日の場合は翌営業日)</p> <p>(エ) ご指定できる金融機関</p> <p>A. 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道労働金庫 道内の各信用金庫、道内の各信用組合、北海道信連及び道内農業協同組合、ゆうちょ銀行、全国の郵便局 ※一部ご利用できない農業協同組合があります。</p> <p>B. 道外の都市銀行・地方銀行・信託銀行、 新生銀行・あおぞら銀行・商工中金・シティ銀行 道外の労働金庫・信用金庫・信用組合 道外の農業協同組合、全国の漁業協同組合 ※一部ご利用できない農業協同組合、漁業協同組合、信用組合があります。</p> <p>(オ) お引落分の通帳摘要欄には、HS・オストジャパングループと表示されますのでご了解ください。</p>	
<p>利用開始時の お支払い</p>	<p>御利用開始当月・翌月の利用料等は、預金口座自動振替制度(自動引落)が利用可能になるまでの間、振込にてお支払いをお願い致します。</p> <p>利用料等振込口座</p> <p>銀行名 : 北洋銀行 支店名 : 札幌駅南口支店 口座番号 : 普通預金 4437280 口座名 : 株式会社オストジャパングループ</p>

8. 苦情相談機関等

<p>苦情相談窓口</p>	<p>管理者 黒岩 千夏 TEL 011-809-3003 FAX 011-887-6778</p>
<p>苦情処理の体制・流れ</p>	<p>1 利用者又は家族等から詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を聞く。</p> <p>2 問題点を把握し、管理者、従業員等で解決策を検討・調整する。(必要に応じて検討会議を行う)</p> <p>3 検討後速やかに、問題の解決策について、利用者及び家族等に説明し了承を得るとともに、具体的な対応を行う。</p> <p>4 苦情の内容等に関する記録を行う。</p> <p>5 問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行い、再発防止に努める。</p>
<p>苦情申立て機関</p>	<p>○札幌市役所保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階 TEL 011-211-2972</p> <p>○北海道国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL 011-231-5175</p> <p>○その他、各区役所の保健福祉部保健福祉課にもご相談できます。</p>

9. 事故発生時の対応

事故発生時の処理	サービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村に報告する。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

10. その他の重要事項

秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> 緊急受診、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
衛生管理及び感染症予防等	<ul style="list-style-type: none"> 従業者は訪問の際、安全にサービスを提供するため、清潔の保持及び健康管理を行い、感染症予防対策として事業所の備品等を使用し衛生管理を行う。
合鍵の管理及び紛失時の対処方法	<ul style="list-style-type: none"> 合鍵の管理場所・管理については、「鍵預かり書」を交わし、鍵は事業所内の施錠できる場所に保管し、使用後は必ず保管場所へ返却するなど厳重にかつ細心の注意で取り扱います。万が一、鍵の紛失が発生した場合は、直ちに管理者へ報告し、利用者また家族と協議の上、必要に応じて当法人負担により鍵の交換設置をいたします。
看護記録等の開示	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族は、当該利用者のサービス提供時の様子及び体調等に関する記録を、事業者の営業時間内にその事業所内で閲覧することができる。また希望された場合には、その写しの交付を受けることができる。
身体的拘束等の適正化	<p>身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等を原則禁止とする。 身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 緊急止むを得ず身体拘束を行なう場合には、文書にて利用者及び家族に説明する。 身体的拘束等の適正化の為に委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。 上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。
高齢者虐待防止のための措置	<p>虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。 虐待の防止のための指針を整備する。 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。 利用者及びその家族からの苦情に対する処理体制の整備を行う。 事業所は、サービス提供中に、従業者または利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報する。 上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。
業務継続計画の策定	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続

	<p>的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。 ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。
ハラスメント対策	<p>事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われるサービス提供上必要かつ相当な範囲を超えるハラスメント行為により従業員の就業環境が害されること及びすべての利用者様の生活環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方の研修を実施する。 ・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等を開催し、同事案が発生しないための策を検討する。 <p>【ハラスメント行為の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的な話をする、必要もなく手や体を触る等の性的いやがらせ行為 ・侮辱的発言や人格否定、威圧的な態度、威嚇・脅迫等の精神的暴力行為 ・叩く、つねる、払いのける、物を投げつける等の身体的暴力行為 ・業務範囲を逸脱した過剰な要求、その他著しく常識を逸脱する行為等 <p>※ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった方の心身に悪影響を与えます。上記の様な行為があった場合、状況により介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。</p>

年 月 日

(事業者) 所在地 : 札幌市厚別区厚別南5丁目1番7号
名称 : 株式会社オストジャパングループ
代表取締役 村上 睦 (印)

(説明者) 所在地 : 札幌市厚別区もみじ台北6丁目1番30号
名称 : オストケア訪問看護あつべつ
管理者 黒岩 千夏 (印)

私および利用者家族または身元引受人は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

(利用者) 住所 :
氏名 : (印)
(代筆者)

(利用者家族) 住所 :
氏名 : (印)
(続柄)

(身元引受人) 住所 :
氏名 : (印)
(利用者との関係)

重要事項説明書（別表）

基本料金表

介護保険適用

2024年8月27日 改訂

介護予防訪問看護費（要支援1・2）

サービス内容	単位数	介護保険利用者負担額		
		(1割)	(2割)	(3割)
20分未満（予防訪問看護Ⅰ） ※緊急時加算等が必要	303 単位	310 円/回	619 円/回	928 円/回
30分未満（予防訪問看護Ⅱ）	451 単位	461 円/回	921 円/回	1382 円/回
30分以上 60分未満（予防訪問看護Ⅲ）	794 単位	811 円/回	1,622 円/回	2,432 円/回
60分以上 90分未満（予防訪問看護Ⅳ）	1,090 単位	1,113 円/回	2,226 円/回	3,339 円/回
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 ※1日3回以上の場合は50/100	284 単位	290 円/回	580 円/回	870 円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位	7 円/回	13 円/月	19 円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3 単位	3 円/回	6 円/月	9 円/月

訪問看護費（要介護1～5）

サービス内容	単位数	介護保険利用者負担額		
		(1割)	(2割)	(3割)
20分未満（訪問看護Ⅰ） ※緊急時加算等が必要	314 単位	321 円/回	641 円/回	962 円/回
30分未満（訪問看護Ⅱ）	471 単位	481 円/回	962 円/回	1,443 円/回
30分以上 60分未満（訪問看護Ⅲ）	823 単位	841 円/回	1,681 円/回	2,521 円/回
60分以上 90分未満（訪問看護Ⅳ）	1,128 単位	1,152 円/回	2,304 円/回	3,455 円/回
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問 ※1日3回以上の場合は90/100	294 単位	301 円/回	601 円/回	901 円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位	7 円/回	13 円/月	19 円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3 単位	3 円/回	6 円/月	9 円/月

定期巡回随時対応型訪問介護看護（連携型）

サービス内容	単位数	介護保険利用者負担額		
		(1割)	(2割)	(3割)
指定定期巡回・随時対応型訪問介護との連携による訪問看護(月1回)・・・要介護1～4	2,961 単位	3,024 円/月	6,047 円/月	9,070 円/月
上記の訪問看護の提供で要介護5の場合	3,761 単位	3,840 円/月	7,680 円/月	11,520 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(月1回)	50 単位	51 円/月	102 円/月	153 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(月1回)	25 単位	26 円/月	51 円/月	77 円/月

【加算・減算】

サービス内容	単位数	介護保険利用者負担額		
		(1割)	(2割)	(3割)
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600 単位	613 円/月	1,226 円/月	1,838 円/月
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574 単位	586 円/月	1,172 円/月	1,759 円/月
初回加算(Ⅰ)(退院日の初回訪問時)	350 単位	358 円/回	715 円/回	1,072 円/回
初回加算(Ⅱ)	300 単位	307 円/月	613 円/月	919 円/月
退院時共同指導加算 (月1回まで、特別管理加算対象者2回まで)	600 単位	613 円/回	1,226 円/回	1,838 円/回
早朝・夜間加算		基本単位数の25%増		
深夜加算		基本単位数の50%増		
長時間訪問看護加算 (1時間半を超える)(特別管理加算対象者)	300 単位	307 円/回	613 円/回	919 円/回
複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満	254 単位	260 円/回	519 円/回	778 円/回
30分以上	402 単位	411 円/回	821 円/回	1,232 円/回
※2人の看護師等で訪問する場合				
複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満	201 単位	206 円/回	411 円/回	616 円/回
30分以上	317 単位	324 円/回	648 円/回	971 円/回
※看護師等と看護補助者とで訪問する場合				
専門管理加算 ※専門の研修を受けた看護師による訪問 (緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱のケア)	250 単位	256 円/月	511 円/月	766 円/月
看護・介護職員連携強化加算(特定業務)	250 単位	256 円/回	511 円/回	766 円/回
看護体制強化加算(Ⅰ)	600 単位	613 円/月	1,226 円/月	1,838 円/月
(Ⅱ)	300 単位	307 円/月	613 円/月	919 円/月
介護予防訪問看護体制強化加算	300 単位	307 円/月	613 円/月	919 円/月
特別管理加算(Ⅰ)	500 単位	511 円/月	1,021 円/月	1,532 円/月
(Ⅱ)	250 単位	256 円/月	511 円/月	766 円/月
ターミナルケア加算	2,500 単位	2,553 円/月	5,105 円/月	7,658 円/月
口腔連携強化加算	50 単位	51 円/月	102 円/月	153 円/月
[理学療法士,作業療法士,言語聴覚士による訪問] 介護予防訪問看護 12か月を超える訪問	-5 単位	-6 円/回	-11 円/回	-16 円/回
・訪問回数が看護師を上回る事業所において 緊急時訪問看護加算,特別管理加算,看護体制 強化加算のいずれかを算定していない場合				
訪問看護	-8 単位	-9 円/回	-17 円/回	-25 円/回
介護予防訪問看護 12か月以下	-8 単位	-9 円/回	-17 円/回	-25 円/回
12か月を超える(上乘せ)	-15 単位	-16 円/回	-31 円/回	-46 円/回
同一建物減算 1		基本単位数の10%減		
2		基本単位数の15%減		

重要事項説明書(別表)

訪問看護基本料金表 加算・減算注釈

【緊急時訪問看護加算】

緊急時訪問看護加算の契約を頂く方には、専用の電話番号をお知らせします。

その場合、24時間看護師への連絡が可能で必要時には休日や時間外でも緊急訪問します。

緊急で訪問した場合、訪問に要した時間を別途算定となります。

定期巡回随時対応型訪問介護看護(連携型)での緊急時対応については別途算定はありません。

【初回加算・退院時共同指導加算】

初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月1回(特別管理加算の利用者は2回まで)算定します。

退院時共同指導加算算定の場合は、初回加算の算定はありません。

【複数名訪問看護加算】

複数名訪問看護加算の対象となるのは、下記の方で、利用者の同意を得て算定します。

- ① 利用者の身体的理由(体重が重いなど)により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

【看護・介護職員連携強化加算】

医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等を行った場合に算定します。

【特別管理加算】

特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

- (I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- (II) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
人工肛門・人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥創がある状態
点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態

【同一建物減算】

訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内、同一建物内に居住する利用者様に対して、指定訪問看護を行った場合は、その建物内20名以上または50名以上で所定単位数に減算がかかります。

同一建物減算1 事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 20名以上にサ

ービスを行う場合

所定単位数の100分の90に相当する単位数で算定をいたします。

同一建物減算2 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者数が1月50名以上にサービスを行う場合

所定単位数の100分の85に相当する単位数で算定をいたします。

【定期巡回随時対応型訪問介護看護(連携型)利用中の入院期間等について】

月内の入院期間が15日未満の場合は月額報酬全額の請求となります。

月内の入院期間が15日以上の場合はご利用日数分の請求となります。

*入院日・退院日は入院期間に含みません。

*サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置づけられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

* (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

* 20分未満の利用は、24時間体制があることと、週に1回は20分以上の定期的訪問看護が行われている場合に可能です。

* 計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。なお、ひと月のうち2回以降の緊急訪問には、早朝・夜間・深夜に係る加算がつきます。

* 特別管理加算・緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。